

令和7年以降に修正された関連法、上位計画（国：防災基本計画、県：大分県地域防災計画）等の内容を反映した修正を行っています。

## 1 孤立集落対策の強化、被災者支援の強化

地震・津波対策編 P97、風水害・事故災害対策編 P84

また、市は、孤立が想定される地域について、**県の「大規模災害に伴う孤立集落等対策指針」に基づき、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性に応じ必要となる物資を備蓄することとする。**

地震・津波対策編 P94、風水害・事故災害対策編 P82

**大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー保護のためのパーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。**

**なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。**

## 大分県「大規模災害に伴う孤立集落等対策指針」（令和7年3月改定）

孤立集落の発生に備えた「事前対策」及び孤立集落が発生した場合の「応急対策」について、関係機関が具体的な対策を実施するための方向性を示すもの

|       | 全集落   | 孤立可能性集落 | 割合  |
|-------|-------|---------|-----|
| 大分県全体 | 3,460 | 1,202   | 35% |
| 佐伯市   | 275   | 170     | 62% |

## 2 「林野火災対策」に係る章の新設

風水害・事故災害対策編「第6部 その他の事故対策」に「**第2章 林野火災対策**」を新設

第1節 市の処理すべき事務又は業務

第2節 林野火災予防

- 1 林野火災に強いまちづくり
- 2 林野火災に強い人づくり
- 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第3節 林野火災応急対策

- 1 災害情報の収集伝達
- 2 活動体制の確立
- 3 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動
- 4 避難誘導
- 5 二次被害の防止

第4節 林野火災復旧

## 3 備蓄状況の公表

地震・津波対策編 P97、風水害・事故災害対策編 P84

**県及び市は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表することとする。**

## 「災害対策基本法」(令和7年7月改正施行)

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務等)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

**2 地方公共団体の長は、毎年一回、前項の規定による物資の備蓄の状況を公表しなければならない。**

## 4 上下水道一体での災害対応の実施

### 地震・津波対策編 P44

上・下水道施設は、市民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、**上下水道一体と**なって、**老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を**図るとともに、**被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等を整備することにより、耐災害性強化を促進する。**

## 5 多様な主体との連携

### 地震・津波対策編 P50、風水害・事故災害対策編 P47

日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、**防災士等の多様な主体との連携を通じて**災害時に有効な体制づくりを行う。

## 6 物資の適切な管理

### 地震・津波対策編 P97、風水害・事故災害対策編 P84

災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、防災局及び地域振興部は、**新物資システム(B-Pl0)**を活用し、平時から、訓練等を通じて、**施設ごとの**物資の備蓄状況や運送手段等の確認・**更新を定期的**に行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。**また、**平時からの民間事業者への委託等により、物資の適切な管理及び運送が可能となる体制を構築する。

## 7 避難所外被災者への情報伝達活動

地震・津波対策編 P180、風水害・事故災害対策編 P171

さらに、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。